

🔍 キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 勘定奉行クラウド[建設業編] > リリースノート

🖨 ヘルプを印刷

2023/01/05 (予定)

改正

令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応

トピック

- 令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応
 - 伝票入力時の適格請求書発行事業者の判定
 - 帳簿の記載要件
- 令和 5年 1月 1日施行の経営事項審査改正に対応

Sシステム

奉行V ERP

令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応

当サービスは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に2023年 1月より順次対応します。インボイス制度に対応するために必要となる業務や当サービスでの対応は以下のとおりです。

伝票入力時の適格請求書発行事業者の判定

伝票入力時に、適格請求書発行事業者との取引かを判断する必要があります。

当サービスでは、業者に「インボイス登録区分」と「インボイス登録番号」の項目を用意して、伝票入力時に業者を入力した際に適格請求書発行事業者かどうか判定できるようになりました。

帳簿の記載要件

取引ごとに、適格請求書発行事業者かどうかを区分する必要があります。

仕入税額控除の経過措置が適応される適格請求書発行事業者以外との取引の場合は、帳簿に「80%控除や50%控除の特例を受ける課税仕入である旨」の記載が必要です。

当サービスでは、適格請求書発行事業者以外との取引の際は、仕入日付（伝票日付）をもとに仕入税額控除の経過措置に対する控除割合を自動判定し、帳簿上で経過措置の控除割合が表示されるようになりました。

また、仕訳伝票の取引ごとに適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れの取引を区別するために、専用の消費税区分を追加します。

上記の項目は、仕訳伝票入力時や汎用データ受入時に指定できます。

令和 5年 1月 1日施行の経営事項審査改正に対応

Sシステム

奉行V ERP

以下の改正対応により、経営規模等評価申請書および審査結果通知書が変更されました。

改正は令和 5年 1月 1日以降の申請で適用されますが、一部は、令和 5年 8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。

- 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（「労働福祉の状況」から名称変更）（W1）に係る改正

新設/再編	内容
新設	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の新設 <ul style="list-style-type: none">● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況の新設● 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況の新設● 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況の新設
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の新設（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）
再編	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W9）を（W1）に再編
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）を（W1）に再編

- 建設機械の保有状況（W7）の加点方法の見直し
災害対応力を適正に評価するため、ダンプなどの建設機械を評価対象とする
- 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況（W8）の加点方法の見直し
「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加する
- 総合評定値P点へのW点の換算式を変更（令和 5年 8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）

対応メニュー

[経営事項審査 - 経営事項審査設定 - 審査項目] メニュー

[経営事項審査 - 経営規模等評価申請書 - 経営規模等評価申請書] メニュー

[経営事項審査 - 審査結果通知書 - 審査結果通知書] メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。